社労連第 670 号
令和２年 12 月 22 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（公印省略）

算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省年金局事業管理課長から令和２年 12 月 18 日付事務連絡「算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について」により、別紙のとおり通知をいただきました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹　白

（担当：業務部企画・広報課　企画係）

別　紙

事　務　連　絡
令和 2 年 12 月 18 日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省年金局事業管理課長

算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について

標記について、別添のとおり、日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知を発出しましたのでお知らせいたします。

【別添】

年管管発 1218 第２号
令和２年 12 月 18 日

日本年金機構事業管理部門担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（　公　印　省　略　）

算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 25 条及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）第 18 条の規定に基づく「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／70 歳以上被用者算定基礎届」並びに健保則第 27 条及び厚年則第 19 条の５の規定に基づく「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／70 歳以上被用者賞与支払届」（以下「算定基礎届等」という。）を提出する際には、現状、「健康保険・厚生年金保険被保険者月額算定基礎届総括表」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」（以下「総括表」と総称する。）の添付を求めている。

デジタルガバメント実行計画（令和元年 12 月 20 日閣議決定）等において、国民の利便性の向上につながる行政手続については優先的に、オンライン化、添付書類の省略を進めることとされたところであり、厚生年金保険関係の手続においても、事業主による電子申請の利用を促進するとともに、添付書類の省略を図る必要がある。

今般、下記のとおり算定基礎届等の提出の際に添付する総括表を廃止する等の対応を行うため、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

１．総括表の取扱い

算定基礎届等の提出の際に添付する以下の総括表を廃止すること。

・健康保険・厚生年金保険　被保険者月額算定基礎届総括表
・健康保険・厚生年金保険　被保険者賞与支払届総括表
・船員保険・厚生年金保険　被保険者賞与支払届総括表

２．賞与を支給しなかった場合の取扱い

適用事業所の事業主が、健保則第 19 条及び厚年則第 13 条の規定に基づく新規適用事業所の届出（以下「健康保険・厚生年金保険新規適用届」という。）等を日本

年金機構に提出する際に登録した賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び 70 歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、当該適用事業所の事業主に対して、別添１の「健康保険・厚生年金保険　賞与不支給報告書」又は別添２の「船員保険・厚生年金保険　賞与不支給報告書」の提出を求めること。

また、登録されている賞与支払予定月に変更がある場合は、当該適用事業所の事業主に対して、変更後の賞与支払予定月の記載を求めること。

３　施行期日

本取扱いは、令和３年４月１日から施行すること。

様式コード			
2	2	6	6

健康保険
厚生年金保険

賞与不支給報告書

令和　　年　　月　　日 提出

提出者記入欄		
事業所整理記号		事業所番号
事業所所在地	〒	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号	(　　)	

受付印

社会保険労務士記載欄
氏　名　等

・この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。

賞与支払情報		
賞与支払予定年月	9. 令和　　年　　月	
① 賞与支払年月	9. 令和	年　月
② 支給の状況	1. 不支給	

・従前の賞与支払予定月を変更する場合は以下③も記入してください。

変更										
③ 賞与支払予定月の変更	月	月	月	月	賞与支払予定月変更前	月	月	月	月

この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合にご提出いただくものです。

記入方法

提出者記入欄　：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称･所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ	

①賞与支払年月　：　賞与支払を行わなかった年月をご記入ください。

②支給の状況　：　記入の必要はありません。

③賞与支払予定月の変更　：　今後の賞与支払予定月が、現在登録されている賞与支払予定月と異なる場合や、賞与支払予定がなくなった場合にご記入ください。

（次回以降、変更後の予定月前月にターンアラウンドの『被保険者賞与支払届』『被保険者賞与不支給届』が送付されます。）

【記入例1】 賞与支払予定月を「7月」「12月」から「8月」「12月」に変更する場合

※変更後の支払予定月を記入してください。

変更	③ 賞与支払予定月の変更	月	月	月	月	賞与支払予定月変更前	月	月	月	月
		08	12				07	12		

【記入例2】 賞与支払予定がなくなった場合

※変更後の予定月に全て「00」を記入してください。

変更	③ 賞与支払予定月の変更	月	月	月	月	賞与支払予定月変更前	月	月	月	月
		00	00	00	00		07	12		

届書コード	処理区分	
2 6 6	※	届書

船員保険
厚生年金保険

賞与不支給報告書

〔別添2〕

① 船舶所有者整理記号	② 告知番号

賞与支払届通番

㋐ 賞与支払予定年月
令和　　年　　月

③ 賞与支払年月	④ 支給の状況
令和　年　月	不支給　1

㋑ 賞与の名称	㋒ 変更前の賞与支払予定月	⑤ 変更後の賞与支払予定月	
	月　月　月　月	月　月　月　月	送信

令和　　年　　月　　日提出

受付日付印

社会保険労務士記載欄

船舶所有者住所　〒　　―

船舶所有者氏名

電　話　　（　　）局　　番

【記入上の注意】

1. ※印欄は、記入しないでください。
2. ㋑は、賞与、決算手当、期末手当のように不支給となった賞与の名称を記入して下さい。
3. ⑤は、現在の賞与支払予定月が㋐の賞与支払予定月と異なるとき記入して下さい。